

契約における仲裁条項のポイント —中国企業の応諾を得やすい仲裁条項とは—

はじめに—古くて新しいトピック

日中間の合弁契約や企業買収契約、さらには技術ライセンス契約から貿易取引契約に至るまで、日本企業が中国企業との間で締結する契約には様々な種類がありますが、そのパターンを問わず、日中間の契約交渉の場で必ずと言ってよいほど議論になる条項が幾つかあります。

その一つが「紛争解決条項」と言われるもので、契約当事者間で当該契約にまつわる紛争が生じた場合の解決方法を予め決めておくというものです。国際取引に関する紛争の法的な解決方法としては、大きく「訴訟」と「仲裁」がありますが、後述する通り日中間の契約では、紛争解決方法として「仲裁」を指定するのが一般的です。日中間の契約交渉では、しばしば仲裁条項を巡って激しい応酬がなされます。

仲裁条項を巡る議論は、中国法務の世界で長年にわたり存在する問題であると共に、現在でも契約交渉の度に論議を生じ易い事項です。契約交渉の段階では、「これから仲良くビジネスをやっていこう」という気持ちで臨むことから、この仲裁条項については深く考えずに相手方の提案を丸呑みするケースも多いようですが、ひとたび紛争となれば、その帰趨を左右する重要性を持つ条項でもあります。

今回は、日中間の契約における仲裁条項に関する議論を紹介し、日本側にとってより有利な条項は何かについて論じたいと思います。

1. 契約の紛争解決条項—訴訟か仲裁か

(1) 訴訟と仲裁の優劣の比較

時折、中国ビジネスに慣れていない企業から、「中国企業と締結予定の契約書なのですが、何か問題がないか見てもらえますか」と手渡された契約書に、紛争解決条項として「東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定める」と書かれていることがあります。理由を聞くと「当社の日本国内の取引契約ひな形を基にした」という場合が多いのですが、この条項には、どのような問題があるのでしょうか？

ある契約で紛争解決方法を定める際に、裁判と仲裁のいずれを選択するかはしばしば議論になります。両者のメリット・デメリットの比較については、一般に以下のように整理されています。

	裁判	仲裁
専門性	裁判官は当事者が選べない	仲裁人は当事者が選べる
秘密性	対審および判決言渡しは公開	仲裁手続および仲裁判断は非公開
迅速性 経済性	通常は上訴可能な反面、長期化し、不経済	「一審制」で早期解決が図れ、経済的
国際性	判決の国際的強制に関する多数国間条約の不存在	ニューヨーク条約による仲裁判断の国際的強制力

とりわけ、国際契約(例えば日本企業と中国企業間の契約のように、所在国が異なる企業間の契約等)においては、上記の「国際性」を理由に、紛争解決方法として裁判ではなく仲裁を選択する例が一般的といえます。なぜなら、裁判の場合、その判決を外国で執行することは、両国間でこれを相互に承認する条約が締結されていない限り、当該国の法制度上は容易

本ニューズレターの執筆者



のむら たかし
野村 高志
カウンセ
ル
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly(2012年3月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

でないことが通常です。これに対して、仲裁の場合は、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆるニューヨーク条約、我が国を含め130カ国以上が加盟)に基づき、一定の条件を満たす限り仲裁判断の相互承認・執行が義務付けられているため、仲裁判断を外国で執行することが可能だからです。

(2) 日中間の契約の場合

この点、日中間の契約(日本法人と中国法人間の契約等)の場合も、中国と日本は裁判判決の相互承認と執行に関する条約を締結しておらず、一方の国の裁判所が出した判決を他方の国で強制執行できないのに対して、両国ともニューヨーク条約に加盟していることから、紛争解決方法として裁判ではなく仲裁を選択するのが一般的です¹。

具体的にいうと、仮に貴社が、中国企業との契約で、前述のように「東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定める」と規定し、その後相手方と紛争に陥って、東京地裁に提訴したとします。首尾良く勝訴したとして、その中国企業が日本国内に財産を持っていれば、その判決をもって強制執行が可能ですが、もし中国にしか財産がない場合、日本の裁判所の判決をもって中国で強制執行はできないわけです。この点、仲裁を選択しておけば、日本の仲裁判断を中国で執行することもできるし、中国の仲裁判断を日本で執行することもできます。

では、前述の例において、契約の中で、中国の人民法院(裁判所)を管轄裁判所として指定した場合はどうでしょうか。中国の人民法院で勝訴すれば、その判決をもって相手方企業の中国における財産に強制執行することは可能であり、執行上の問題はないように見えます(但し、当該判決をもって日本で強制執行をすることはできません)。

ただこれには別の問題があり、中国の(とりわけ地方の)裁判所・裁判官には、(改善されつつはあるものの、依然として)「地方保護主義」と言われる地元利益保護の傾向や、法的専門性が十分ではない等の問題があると指摘されています。まず裁判において適正かつ有利な実体判断が出なければ、いくら

強制執行が可能であっても意味に乏しいといえるでしょう。

以上から、日中間の契約の紛争解決方法としては、通常は仲裁を選択すべきといえます。

2. 仲裁機関の選択

(1) 仲裁機関の4パターン

さて、契約条項で紛争解決方法として仲裁を選択した場合、仲裁条項の中で仲裁機関を特定する必要があります。仲裁の手の進め方については、当事者の合意により決定される要素が多く、仲裁機関の指定は最も重要な事項です。

日本企業と中国企業間の契約であれば、通常考えられる仲裁機関として、①日本商事仲裁協会²、②中国の渉外仲裁機関である中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC=China International Economic and Trade Arbitration Commission³)、③①と②の折衷案ともいえる被告地主義(被申立人の所在地の仲裁機関で仲裁を行うもの)、④①②以外の第三国・地域の仲裁機関、という、四つのパターンがあります。

実際の契約交渉でよく見られる、ネゴシエーションのパターンとしては、①まず日本企業側は、「中国で仲裁手続を進めると不利になりそうだと考えて、日本商事仲裁協会を主張しますが、②中国側は中国のCIETACを主張して全く譲らず、結局日本側が折れて、③の被告地主義で妥協するというものです。中国企業の多くは、「外国の仲裁機関では不利になる」と考えているようで、とにかく強かにCIETAC仲裁を主張することがよくあります。

この点、③の被告地主義は、互いに平等に見えるため受け容れられ易いこと、いざ仲裁を起こす際には相手方の地で起こさなければならず不利に感じられるために、安易な仲裁提起を抑止する心理的効果があるとされていることから、仲裁機関を巡る交渉が膠着した場合の「落とし所」としてよく採用されています。

ただ個人的には、被告地主義はあまりお薦めではなく、④の

第三国・地域の仲裁機関を選択するのがベターと考えています。その理由は、中国企業との契約に関する紛争で仲裁の提起に至った場合、実際問題として仲裁を提起するのは外国企業側であるケースが多いと思われませんが、その場合は相手方の所在地である CIETAC に仲裁を提起することになるため、②を選択したのと結果において変わらないのではないかと、この考え方によります。

そうすると、より適正と考える仲裁機関を選択する方が望ましいということになりますが、その場合は更に、どこの仲裁機関を選択するかが問題になります。この点、米ソ冷戦時代には、政治的に中立な北欧のストックホルムの仲裁を選択するケースが多く見られました(但し、実際に仲裁に至った場合は、手続のある度にストックホルムに出張せざるを得ず、コストが大幅に嵩むことになったそうです)。最近では、同じアジア地域にある香港やシンガポールの仲裁機関を選択する例が増えています⁴。

(2) 仲裁機関の判断の検討

いずれの仲裁機関を選択するかは、最終的には相手方との交渉マターですが、(a)判断の公平性(信頼性)、(b)コストや利便性、(c)強制執行上の問題などを勘案して決定することになります。以下、各要素について検討します。

(a) 判断の公平性(信頼性)

中国を含めた新興国の仲裁機関の中には、自国民保護の傾向や専門性の低さの問題が見られるとの指摘があり、中国の CIETAC についても、今なお賛否両論があります。以前に比べれば大きく改善され、十分に信頼できるとの声もある一方で、依然として判断の公平性に懸念があり、中国企業と外国企業間の紛争では中国側に偏った判断がなされるケースがあるとの指摘も根強く存在します。

私自身は、CIETAC 仲裁を全く受け容れられないものとは思いませんが、積極的に推奨できるかどうかには疑念もあるため、一般的には、①の日本商事仲裁協会や、④の第三国・地域で評価の高い仲裁機関を指定するのが望ましいと考えてい

ます。なお、香港国際仲裁センターとシンガポール国際仲裁センターは、共に公平性・専門性の点では国際的に高い評価を得ています。

(b) コストや利便性

仲裁廷への移動費用や執行関係のコスト面や地理等の利便性も、実務上重要なポイントになります。地理的な近さの点では、日本・中国・香港の各仲裁機関では大差ないと言えるでしょう。

なお利便性の面からは、仲裁手続での使用言語をいずれ(日本語・中国語・英語)にするかも重要となります。指定言語に対応できる能力のある専門家の存在は重要であり、その点で香港・シンガポールに英語及び中国語(北京語)を使用する中国系の法律家が多数存在する点は大きなメリットといえます。

(c) 強制執行上の問題

仲裁機関の選定にあたっては、仲裁判断の執行に関する問題点も考慮する必要があります(これには、どの国にある財産に対して強制執行を行うのかという事情も関連します)。仲裁判断の強制執行が可能だとして、その手続は、管轄裁判所(通常は、強制執行の対象となる財産の所在地を管轄する裁判所)において仲裁判断の執行を申請することにより行うこととなります。そのため、過去に仲裁判断が執行された実績があるかも考慮のポイントとなります。この点、日中間では仲裁判断の執行例があると言われており、また香港やシンガポールの仲裁判断を中国で執行するのに特段の障害はないとされています。

これに関連して、相手方の中国企業の財産保全の申立をする場合には、CIETAC 仲裁の方が有利な面があります。CIETAC への仲裁の申立後には、仲裁機関より人民法院に保全の申請ができるとされています。これに対し、外国や香港での仲裁の場合には、このような保全申請は認められておらず、仲裁判断を得てから人民法院に強制執行を申し立てるしかないことになり、相手方の資産移転・隠匿行為に対する予

防措置は困難な面があります。

(3) 望ましい仲裁機関とは

以上より、仲裁機関の選択においては、一般的には、日本商事仲裁協会か、第三国・地域の仲裁機関では香港又はシンガポールの仲裁機関の選択が望ましいと考えます。なお、香港における仲裁を選択する場合とシンガポールにおける仲裁を選択する場合とで、公平性や専門性の点からは、その間に大きな差異はないとされています。

それぞれの特徴として、香港の方は地理的に日本・中国に近接しており、また香港国際仲裁センターは、これまで中国企業に関連する仲裁事件を多数扱ってきた実績があるというメリットがあります。他方で、シンガポール国際仲裁センターは、現在、国を挙げて利用促進に努めており、費用もリーズナブルと言われており、最近ではインド企業との契約において同仲裁機関を選択する例が増えていると言われています。

これら香港やシンガポールの仲裁機関の選択は、中国企業にとっても比較的受け入れられ易く(同じ中華圏であることや、出張・旅行で行く機会も多く馴染みがあること等も理由にあるようです)、私自身も、中国企業との契約交渉で、仲裁機関の選定を巡って議論が膠着した場合に、香港又はシンガポールの仲裁で妥結した経験は数多くあります。交渉の相手方の中国企業が、外国での仲裁を嫌がって CIETAC 仲裁に固執した場合には、「香港やシンガポールの仲裁にしておけば、仲裁になったとき現地に出張して、ついでに買い物も楽しめますよ」などと説得(?)してみるのも手かもしれません。

3. 仲裁条項のポイント

契約で仲裁条項を規定する際には、仲裁機関、仲裁規則、仲裁地、仲裁人の人数、その選任方法、使用言語、仲裁判断の効力などについて規定する必要があります。このうち、仲裁地と仲裁機関及び仲裁規則は明記して特定しておく必要性が高いのですが、その他の事項は、概ね当該仲裁機関の仲裁規則に基づいて確定することができるため、必ずしも全ての事項を具体的に明記する必要があるわけではありません。実

務上も、ごく簡単な仲裁条項がよく見られます。

また、公平性の観点から、仲裁人の国籍に制限を加える場合があります(「いずれの当事者の国籍も有しない者」という規定を置き、第三国の国籍の仲裁人が選定されるようにします)。ただこの場合、仲裁人の選択肢が狭まるおそれもあることに注意を要します。

以下、日本商事仲裁協会と CIETAC がそれぞれ公表しているモデル仲裁条項を以下に紹介します。これらを参考に、ケースに応じてドラフトされるとよいと思われます。

【日本商事仲裁協会】

「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社)日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(都市名、例：東京)において仲裁により最終的に解決されるものとする。」

【CIETAC】

「本契約に起因するか、又は本契約に関連する一切の紛争は、すべて中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁に付し、仲裁申立時における当該委員会の現行の有効な仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、当事者双方に対して拘束力を有する。」

終わりに

個別具体的なケースにおいて、どのような仲裁条項が望ましいかは様々であり、重要な契約であれば専門家に相談することをお勧めします。

本稿が、対中ビジネスに関わる様々な契約の交渉の際に、仲裁条項の重要性を考慮しつつ合理的で有利な仲裁条項を規定するうえで、ご参考になれば幸いです。

- 1 中国を含む外国の仲裁機関の仲裁判断についての日本国内の裁判所での執行の承認は、日本の「仲裁法」45条2項所定の要件に該当する例外的な場合(仲裁手続や内容が公序良俗に反する場合など)を除いて認められます。
- 2 一般社団法人 日本商事仲裁協会。東京に主たる事務所を設置し、大阪、神戸、名古屋および横浜にそれぞれ事務所を置いています。 <http://www.jcaa.or.jp/>
- 3 CIETAC 本部は北京市にあり、上海分会、華南分会(深圳市)があり、大連・福州・長沙・成都・重慶に連絡事務所があります。2001年から2010年にかけて、毎年400件以上の渉外案件を扱った実績を有します。 <http://www.cietac.org/>
- 4 香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre) <http://www.hkiac.org/>、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre) <http://www.siac.org.sg/>

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対中投資、企業買収、契約交渉、企業買収、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所 中国プラクティスグループの連絡先)

〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

(北京事務所の連絡先)

〒100025 北京市朝陽区建国路 81 号 華貿中心 1 号 写字樓 17 層 06 号

TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristsoverseas.cn